

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目						合成 単位数	算定 単位		
種類	項目											
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合					1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		1176 単位	日割の場合	÷	30.4 日	39 単位	39	1日につき		
A2	1211	訪問型独自サービス12		2349 単位	(2)1週に2回程度の場合	日割の場合	÷	30.4 日	77 単位	2,349	1月につき 1日につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割										
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	日割の場合	÷	30.4 日	123 単位	3,727	1月につき 1日につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割									3727 単位	
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合					287 単位	287	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		179 単位	179	220 単位	220	1回につき	
A2	2621	訪問型独自サービス23										
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合					163 単位	163		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		12 単位減算	÷	30.4 日	1 単位減算	-12	1月につき 1日につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割										
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	(2)1週に2回程度の場合			23 単位減算	÷	30.4 日	1 単位減算	-23	1月につき 1日につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割										
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	(3)1週に2回を超える程度の場合			37 単位減算	÷	30.4 日	1 単位減算	-37	1月につき 1日につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割										
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合					3 単位減算	-3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合				2 単位減算	-2		
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(二)所要時間45分以上の場合					2 単位減算	-2		
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合					2 単位減算	-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合				所定単位数の 10% 減算		1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合				所定単位数の 15% 減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合				所定単位数の 12% 減算				
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算					所定単位数の 15% 加算				
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割						所定単位数の 15% 加算		1日につき		
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算					所定単位数の 15% 加算		1回につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算						所定単位数の 10% 加算		1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割						所定単位数の 10% 加算		1日につき		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数						所定単位数の 10% 加算		1回につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算		1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割						所定単位数の 5% 加算		1日につき		
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数					所定単位数の 5% 加算		1回につき			
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算				200 単位加算	200	1月につき			
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算	ニ 生活機能向上連携加算				(1)生活機能向上連携加算()	100 単位加算	100			
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算					(2)生活機能向上連携加算()	200 単位加算	200			
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算				50 単位加算	50	1回につき			
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算	ヘ 介護職員等処遇改善加算				(1)介護職員等処遇改善加算()	所定単位数の 245/1000 加算		1月につき		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算					(2)介護職員等処遇改善加算()	所定単位数の 224/1000 加算				
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算					(3)介護職員等処遇改善加算()	所定単位数の 182/1000 加算				
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算					(4)介護職員等処遇改善加算()	所定単位数の 145/1000 加算				
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算 1					(5)介護職員等処遇改善加算()	(一)介護職員等処遇改善加算() (1)	所定単位数の 221/1000 加算			
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算 2						(二)介護職員等処遇改善加算() (2)	所定単位数の 208/1000 加算			
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算 3						(三)介護職員等処遇改善加算() (3)	所定単位数の 200/1000 加算			
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算 4						(四)介護職員等処遇改善加算() (4)	所定単位数の 187/1000 加算			
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算 5						(五)介護職員等処遇改善加算() (5)	所定単位数の 184/1000 加算			
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算 6						(六)介護職員等処遇改善加算() (6)	所定単位数の 163/1000 加算			
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算 7						(七)介護職員等処遇改善加算() (7)	所定単位数の 163/1000 加算			
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算 8						(八)介護職員等処遇改善加算() (8)	所定単位数の 158/1000 加算			
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算 9						(九)介護職員等処遇改善加算() (9)	所定単位数の 142/1000 加算			
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算 10						(十)介護職員等処遇改善加算() (10)	所定単位数の 139/1000 加算			
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算 11						(十一)介護職員等処遇改善加算() (11)	所定単位数の 121/1000 加算			
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算 12						(十二)介護職員等処遇改善加算() (12)	所定単位数の 118/1000 加算			
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算 13						(十三)介護職員等処遇改善加算() (13)	所定単位数の 100/1000 加算			
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算 14						(十四)介護職員等処遇改善加算() (14)	所定単位数の 76/1000 加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算	ト 介護職員等特定処遇改善加算				(1)介護職員等特定処遇改善加算()	所定単位数の 63/1000 加算				
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算					(2)介護職員等特定処遇改善加算()	所定単位数の 42/1000 加算				
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算					所定単位数の 24/1000 加算				

合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。